

平成 28 年 3 月 14 日

受注者 各位

技術監理室 検査課長

中間技術検査の見直しについて(お知らせ) ＜中間検査を廃止し中間技術検査へ統合＞

平素より、本市発注の公共工事について、品質向上、安全確保に、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、受注者、工事監督課、検査課の負担軽減と業務の効率化のため、下記のとおり見直しを行いますので、お知らせいたします。

記

1 見直し内容

- (1) 北九州市請負工事検査要綱第 3 条（検査の種類）の(4)中間検査を廃止する。
- (2) 北九州市請負工事中間技術検査実施要領（別表 1、2 含む）を「中間技術検査が受注者からの申し入れでも可能となるよう」改訂する。
- (3) 同要領を「中間技術検査の結果を工事成績評定に反映出来るよう」改訂する。

※なお、改訂した要綱、要領等は、市のホームページ（検査課の要綱・要領など）で公開する。

2 施工日

平成 28 年 4 月 1 日以降に中間技術検査の実施手続きを行う工事から適用する。

3 運用の基本的考え

- (1) 中間技術検査の実施は、受注者からの要求に基づくものか、工事種別や施工内容が技術検査の対象として妥当か、などについて、工事監督課と検査課で協議・調整し、日程・回数等を決定する。
- (2) 部分使用を伴う検査については、原則として検査課による検査は実施せず工事監督課による段階確認とする。ただし、当該部分使用により完成時にその機能や出来栄の確認が容易でない場合には検査課による中間技術検査として実施する。

- (3) 不可視部分や高所部分等の確認に関する検査については、検査課の中間技術検査として実施する。ただし、実施回数は原則として1現場につき1回程度とし、その他は工事監督課による段階確認とする。

4 添付資料

- (1) 中間技術検査の業務フロー（土木・建築・設備工事）
- (2) 北九州市請負工事検査要綱（新旧対照表）
- (3) 北九州市請負工事検査要綱（改訂後）
- (4) 北九州市中間技術検査実施要領（新旧対照表）
- (5) 北九州市中間技術検査実施要領（改訂後）

（問い合わせ先）

◇各工事監督課 監督員、担当係長

◇技術監理室 検査課 （582-2038）坂口、下島

「中間技術検査」の検査要求から検査実施までの業務フロー
 < 土木・建築・設備工事 >

業務名	受注者	工事監督課	検査課	備考
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">検査日程・対象工事の選定</p>	<p>これまで部分使用検査として、検査依頼していた案件の中で、完成検査では容易に機能確認や出来栄確認が出来ないもののみを検査課へ検査要求</p> <p>これまで不可視部分・高所部分の確認として、検査依頼していた案件の中で、当該現場で原則として最初の現場のみを検査課へ検査要求 (以降は原則として、監督員の段階確認とし、検査課は、完成検査時に写真、管理表等で確認)</p>	<p>施工計画点検などの際に、工事監督課と検査課で協議し、実施時期を決定し、それに基づき検査課へ検査要求</p>	<p>検査予定表</p> <p>検査予定表</p> <p>全体工事の検査日程を決定する中で、可能な限り検査を実施する (安全点検を追加又は安全点検に振替る場合もある)</p>	<p>中間技術検査実施の原則</p> <p>①部分使用を伴うものは、原則工事監督課の段階確認として実施。ただし、完成時に機能や出来栄が確認困難場合は、検査課で実施。 ②不可視・高所部分は、原則検査課で実施。ただし、1現場に1回程度とし、その他は工事監督課の段階確認として実施。</p>
	<p>検査課からの検査日程通知を受け、受注者へ受検の準備を指示</p>	<p>中間技術検査通知</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現場施工</p>	<p>現場施工、施工完了部分までの関係書類・写真等を整理する</p>			
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事前検査・中間技術検査</p>	<p>関係書類・写真等を準備し、完成届(中間技術検査)を工事監督課へ提出</p>	<p>提出</p> <p>現場及び関係書類等を確認の上、完成届(中間技術検査)を検査課へ提出</p>	<p>提出</p> <p>工事の品質向上のため、完成届(中間技術検査)に添付されている書類及び現場検査を行う</p>	<p>従来の中間検査を統合する関係から、原則として、別表2に規定する関係書類に基づき検査するものとした。</p> <p>中間技術検査の結果は、完成検査時の成績評定に反映する。</p>

北九州市請負工事検査要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(検査の種類)</p> <p>第3条 検査の種類 以下省略</p> <p><u>(4)の中間検査を抹消</u></p> <p>(4) 中間技術検査 以下省略</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 省略・・・・・・技術監理局長が定める。</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>この要綱は、平成28年4月1日から実施する。</u></p>	<p>(検査の種類)</p> <p>第3条 検査の種類 以下省略</p> <p>(4) 中間検査 工事の施工途中において、検査員が行う工事の段階確認 (部分使用が伴うものも含む)</p> <p>(5) 中間技術検査 以下省略</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 省略・・・・・・技術監理室長が定める。</p>

北九州市請負工事検査要綱

制定 昭和50年 6月 28日
改正 昭和52年 4月 1日
改正 平成 7年 8月 1日
改正 平成18年 4月 1日
改正 平成20年 4月 1日
改正 平成24年 2月 1日
改正 平成27年 8月 1日
改正 平成28年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、北九州市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の検査について必要な事項を定め、工事の適正かつ効率的な施工の確保及び品質の確保・向上を目的とする。

(検査の実施)

第2条 工事の検査は、北九州市工事執行規則第14条に基づく検査員が行うものとする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- (2) 一部完成検査 工事全体の完成に先だって、性格上可分の工事の完成部分を確認するための検査
- (3) 出来形検査 工事の完成前に部分払の必要がある場合において、工事の出来形を確認するための検査
- (4) 中間技術検査 工事の施工途中における施工体制、施工手順、工程管理、出来形管理、品質管理、安全管理等の実施状況を確認するための検査

(検査の基準)

第4条 検査技術基準は、別に定めるものとする。

(検査の期間)

第5条 検査員は、完成（出来形）届が受理された日から14日以内に検査を行わなければならない。

(関係書類の熟知等)

第6条 検査員は、検査を行う場合は、あらかじめ検査の対象となる工事の設計図書その他の関係書類を熟知しておかなければならない。

2 検査員は、前項の関係資料に基づき厳正かつ公正な検査を行い、工事の成果の適否

を判定しなければならない。

(書類による判定)

第7条 検査員は、地中、水中、その他の検査を行い難い部分については、監督員から工事施工の状況を聞くとともに記録写真、品質試験表その他の関係資料に基づいて、その適否を判断しなければならない。

(破壊等による判定)

第8条 検査員は、検査を行う場合において、必要があると認めるときは、構造物の安全性等を考慮して最小限度の破壊又は試験を行い、出来上がりの適否を判定するものとする。

(検査の立会い)

第9条 検査員は、検査を行う場合において、工事関係職員及び受注者又はその代理人の立会いの上、行うものとする。

(修補を要する工事の検査)

第10条 検査員は、検査の結果、工事の修補が必要であると認めたときは、受注者に対し、修補指示書により修補を指示しなければならない。

2 検査員は、修補完了届が受理された日から14日以内に再検査を行わなければならない。

(検査結果の保管及び工事成績の評定)

第11条 検査員は、検査を終了したときは、検査台帳に当該工事に係わる検査報告を記載し、保管しなければならない。

2 検査員は、完成検査が終了したときは、直ちに当該工事に係る工事成績評定表を「北九州市請負工事成績評定要領」(以下「評定要領」という。)に基づいて作成しなければならない。

3 検査員は、前2項の検査報告及び工事成績評定表を直ちに権限を有する者に提出しなければならない。

(検査結果の回付)

第12条 検査員は、前条の結果報告及び工事成績評定表を直ちに契約担当課長に回付しなければならない。

(工事成績評定表の無効)

第13条 第11条2項に基づき作成された工事成績評定表は、北九州市工事請負契約約款第45条の2の規定に基づき発注者が当該工事の契約の解除権を行使した場合は無効とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要綱は、昭和50年6月28日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和52年4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 7年8月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成18年4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成20年4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年2月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年8月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月 1日から実施する。

北九州市中間技術検査実施要領 新旧対照表

新	旧
<p>(実施工事の決定等) 第3条 技術検査の実施については、対象工事の進捗が概ね20%から80%までの範囲内で、一部完成検査、出来形検査の時期等を考慮し、施工の各段階における重要な変化点及び受注者からの要求に基づき行うことを原則とし、工事監督課と検査課が協議のうえ決定するものとする。 2 技術検査の実施回数は、<u>工事内容、工種、重要度、必要性等</u>に応じて決定するものとする。</p> <p>(技術検査の方法) 第4条 省略・・・<u>原則として別表2に規定する関係書類</u>・・・以下省略</p> <p>(技術検査の実施手続き) 第6条 第1項省略 2 <u>第3条第1項で決定した技術検査を実施する場合</u>、・・・以下省略</p> <p>(工事成績評定への反映) 第8条 <u>監督員、工事担当係長及び検査員は、検査結果及び対応状況に応じ、工事成績評定に適切に反映するものとする。</u></p> <p>(その他) 第9条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理局長が定める</p> <p>別表1の(2)の全工事共通 技術監理局長が必要と認めた工事</p> <p>別表2の第1行目 <u>受注者は、中間技術検査の実施に当たり、原則として次に示す書類を準備しておくこと</u></p> <p>別表2の(注2) 原則として■の印があるものは、検査願・・・以下省略</p>	<p>(実施時期等) 第3条 技術検査の実施時期は、対象工事の進捗が概ね20%から80%までの範囲内で、一部完成検査、出来形検査、中間検査の時期等を考慮し、施工の各段階における重要な変化点等で行うことを原則とし、工事担当課と検査課が協議のうえ決定するものとする。 2 技術検査の実施回数は、その工事の重要度に応じて決定するものとする。</p> <p>(技術検査の方法) 第4条 省略・・・別表2に規定する関係書類・・・以下省略</p> <p>(技術検査の実施手続き) 第6条 第1項省略 2 技術検査を実施する場合、・・・以下省略</p> <p>(その他) 第8条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理室長が定める。</p> <p>別表1の(2)の全工事 技術監理室長が必要と認めた工事</p> <p>別表2の(注2) ■の印があるものは、検査願・・・以下省略</p>

北九州市請負工事 中間技術検査実施要領

制定 平成20年4月1日

改正 平成27年8月1日

改正 平成28年1月4日

改正 平成28年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、北九州市請負工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第3条による中間技術検査（以下「技術検査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 技術検査は、完成検査を補完するために工事の実施状況及び完成時点で不可視・手直しの困難となる部分等の確認検査を行い、品質の確保・向上及び工事の良好な完成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 技術検査の対象工事は、別表1に定める工事とする。

(実施工事の決定等)

第3条 技術検査の実施については、対象工事の進捗が概ね20%から80%までの範囲内で、一部完成検査、出来形検査の時期等を考慮し、施工の各段階における重要な変化点及び受注者からの要求に基づき行うことを原則とし、工事監督課と検査課が協議のうえ決定するものとする。

2 技術検査の実施回数は、工事内容、工種、重要度、必要性等に応じて決定するものとする。

(技術検査の方法)

第4条 技術検査は、対象工事の品質を確保するため、技術検査の申請があった日までの出来形を対象として、原則として別表2に規定する関係書類に基づき、工事の実施状況（施工体制、施工手順、工程管理、出来形管理、品質管理、安全管理等）、出来形及び出来栄等工事全体について、技術的な検査を行うものとする。

(他の検査との関係)

第5条 技術検査で確認した出来形部分については、施工において再度の確認が必要な場合を除き、完成、一部完成、出来形検査時の確認を省略することができる。

(技術検査の実施手続き)

第6条 第2条で規定する工事の技術検査の実施については、特記仕様書等により、あらかじめ受注者へ通知するものとする。

2 第3条第1項で決定した技術検査を実施する場合、検査課長は事前に中間技術検査実施通知書（別に定める様式1号）により工事担当課長へ通知するものとする。

(技術検査結果の通知等)

第7条 検査課長は、技術検査を終了したときには、直ちに中間技術検査結果通知書

(別に定める様式2号)を作成し、工事担当課長に通知するものとする。ただし、指摘事項がない場合には、通知を省略することができる。

2 工事担当課長は、前項の指摘事項の対応について、速やかに中間技術検査結果対応報告書(別に定める様式3号)を検査課長に提出するものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 監督員、工事担当係長及び検査員は、検査結果及び対応状況に応じ、工事成績評定に適切に反映するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年8月1日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年1月4日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

中間技術検査に該当する工事 (別表1)

1 対象工事

(1) 低入札価格調査実施工事

低入札価格調査制度を適用する工事において、調査基準価格未満の金額（低入札価格）で入札を行った者と契約した工事（平成20年4月1日以降の入札公告案件で契約した工事）

(2) 全工事共通

技術監理局長が必要と認めた工事

中間技術検査に必要な関係書類 (別表2)

受注者は、中間技術検査の実施に当たり、原則として次に示す書類を準備しておくこと

- 1 契約関係書類
契約書、設計図書、現場代理人・主任技術者等の通知書等、工程表、工事外注計画書、監督員選定通知書 等
- 2 施工計画書
施工計画書については、監督課による点検の済んだもので、工事全体に関する施工計画内容を記載したもの
- 3 指示票、施工承認など
検査の対象となる工種(注1)に関するもの
- 4 安全管理資料 (安全訓練の実施状況や安全点検に関するもの)
 - ・ 施工計画によるもので、受注者による安全訓練等の実施状況の分かるもの
 - ・ 監督課による安全点検チェックリスト
- 5 品質管理資料
施工計画によるもので、検査の対象となる工種(注1)に関するもの
(例えば、土工であれば密度管理及び含水比、コンクリートであれば配合計算書、強度管理、鉄筋のミルシートなど)
- 6 出来形管理資料 (土木工事のみ)
施工計画によるもので、検査の対象となる工種(注1)に代表1箇所程度
- 7 段階確認資料
施工計画によるもので、検査願提出日までに実施したもの全て
- 8 工事写真
施工計画によるもので、検査の対象となる工種(注1)に関するもの
- 9 材料使用関係
検査の対象となる工種(注1)に関するもの
- 10 検査部分 (出来形等) を示す図面
検査の対象となる工種(注1)が分かるように契約図面等に着色したもの
- 11 その他必要と認めるもの
例えば、杭基礎における先端支持等の確認資料、緊張工における数値の根拠等、設計時に定められた数値などが確認できる資料など

(注1) 完成時に不可視・手直しの困難となる部分の出来形

(注2) 原則として■の印があるものは、検査願いと併せて提出する書類、その他については、検査時に提示を求めるもの